

みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への 影響を緩和するための勧告

(2008年10月14-17日 第15回委員会年次会合で採択)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

一部の海鳥類、とりわけアホウドリ類及びミズナギドリ類が、世界的に絶滅の恐れがあることを憂慮し、

みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀及びサメ類といった他の種に対しても、偶発的に危害を与えうることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第2条における生態学的関連種の定義を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第5条(2)において、締約国は、みなみまぐろ保存委員会に対し、とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められていることをさらに想起し、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意し、

2007年1月26日のまぐろ類 RFMO 神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に留意し、

2007年7月3-6日に東京で開催された第7回生態学的関連種作業部会(ERSWG)において、メンバー及び協力的非加盟国は、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提供するとされた勧告を再確認し、

次のとおり、勧告する。

1. メンバー及び協力的非加盟国は、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、海鳥、海亀及びサメ類を含む生態学的関連種の漁業からの保護を目的として、時々採択される最新の義務的又は推奨されるすべての措置に従う。
 - a) インド洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、インド洋まぐろ類委員会に従う。

- b) 中西部太平洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、中西部太平洋まぐろ類委員会に従う。

該当するメンバー又は協力的非加盟国が、関係のある委員会のメンバーであるか又は協力的非加盟国であるかを問わない。

3. メンバー及び協力的非加盟国は、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び/又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。さらに、パラグラフ2に定められる取組には、生態学的関連種に関するデータの収集及び報告について、インド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会が採択した措置に従うという責任が含まれる。データの機密性は、それらの委員会で適用される規則の下で、保護されなければならない。
4. メンバー及び協力的非加盟国は、本勧告のパラグラフ1、2及び3に従ってとった行為について、拡大委員会に付属する遵守委員会に対し、毎年報告する。
5. CCSBT事務局は、インド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会の事務局との間で、生態学的関連種について関連するデータを収集及び交換する権限が与えられる。
6. 拡大委員会は、みなみまぐろを対象とする漁業の影響からの生態学的関連種の保護の強化という見地から、本勧告の運用をレビューする。
7. 拡大委員会及び/又は必要に応じて補助機関は、みなみまぐろを対象とする漁業がもたらす生態学的関連種に対するリスクの評価を実施する。拡大委員会は、セクション2に定められた措置の採択によってこれらのリスクをいかに軽減されたかについて検討し、リスクを軽減する追加的な措置が必要か否かについて検討する。